

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(納期限の延長についての担保の提供)

第十七条 省 略

2 法第十八条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でなければならない。

(記帳義務)

第二十条 省 略

2 7 省 略

8 法第十八条第二項に規定する特例申告者は、輸入の許可ごとに、その引取りに係る原油等の所属区分、所属区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

9 12 省 略

附 則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

改 正 前

(納期限の延長についての担保の提供)

第十七条 同 上

(記帳義務)

第二十条 同 上

2 7 同 上

8 法第十八条第三項に規定する特例輸入者は、輸入の許可ごとに、その引取りに係る原油等の所属区分、所属区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

9 12 同 上